平成２３年（フ）第１１２９０号
埼玉県川口市中青木４丁目20―22
破産者　本田　治之
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３１１号
神奈川県藤沢市善行３丁目７―16、開始決定時の住所東京都大田区池上６丁目44―10―402
破産者　水上　好行
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１４８７号
東京都豊島区西巣鴨１―32―４―201、住民票上の住所埼玉県川口市弥平１丁目７―１―715
破産者　浅沼　克人
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５１４号
神奈川県小田原市扇町２丁目７番15号
破産者　株式会社カワベペイントカラーズ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２９３号
東京都台東区根岸３丁目16番６号
破産者　株式会社松澤よろい店
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２９４号
北海道赤平市幌岡町174番地
破産者　株式会社徳川
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３０６３号
東京都豊島区南大塚３丁目45番７号
破産者　有限会社ケイ・エイチ工業
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３０５号
東京都大田区南千束３丁目33―１―503
破産者　中西　祐彦
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６２８号
東京都品川区八潮５丁目10―53―206
破産者　前泊　義信
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７９７号
東京都府中市是政５丁目15　第５是政住宅２―303
破産者　宮路　　隆
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１１２号
東京都世田谷区喜多見３丁目９―２　サウスコーポＡ102
破産者　見山　幸恵（旧姓中村）
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１３６号
埼玉県越谷市南荻島1423―11　藁科方、住民票上の住所埼玉県越谷市蒲生東町13―29　メゾンエトワールⅠ―301
破産者　川村　剛教
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５８号
神奈川県小田原市西酒匂２丁目８番42号
破産者　有限会社丸山建設グループ
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５９号
神奈川県小田原市飯泉734―６　鈴木方
破産者　丸山　忠祥
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０６０号
神奈川県小田原市下堀111―１　ドミールしんやＢ―101
破産者　丸山麻由美
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７９２号
東京都板橋区大山西56番４号　プライムコート703号
破産者　有限会社デジタルメディスン
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５７９３号
東京都小平市花小金井南町２丁目13―８―505
破産者　石川　輝洋
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５８９９号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目２番12号
破産者　株式会社トキズインテンション
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９０７号
神奈川県茅ヶ崎市今宿614―１―104、住民票上の住所神奈川県平塚市四之宮３丁目12―41
破産者　鈴木　大輔
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９９１号
東京都練馬区谷原２丁目７番22号
破産者　株式会社ティ・エス・ピー東京
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９９２号
東京都練馬区西大泉３丁目29番３号
破産者　大塚　澄雄
1　決定年月日　平成24年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部